

## 学校法人八洲学園 寄附行為

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人八洲学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所は、神奈川県横浜市西区桜木町7丁目4番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市天王寺区玉造元町2番6号に置く。

### 第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため以下に掲げる学校を設置する。

- (1) 八洲学園大学  
通信教育課程 生涯学習学部
- (2) 八洲学園高等学校  
通信制課程 (広域) 普通科
- (3) 八洲学園大学国際高等学校  
通信制課程 (広域) 普通科
- (4) 八洲学園高等専修学校  
経理高等課程
- (5) E S A音楽学院専門学校  
文化教養専門課程
- (6) 福岡女子商業高等学校  
全日制課程 商業科

### 第 3 章 役員及び理事会

(役員、評議員、会計監査人)

第5条 この法人には、下記の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上7名以内
  - (2) 監 事 2名以上3名以内
- 2 この法人には、7名以上8名以内の評議員を置く。ただし、評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。
- 3 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選任する。理事長を解職するときも、同様とする。

- 4 この法人には会計監査人1名以上2名以内を置く。

(理事の選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、理事選考委員会とし、理事の選任および解任のみを審議、議決する。

- 2 理事選考委員会の構成員は、すべての理事とする。
- 3 監事又は評議員会は、理事選考委員会に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選考委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選考委員会を招集しなければならない。
- 4 理事選考委員会の議長は理事会の議長が務める。
- 5 理事選考委員会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 6 理事選考委員会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 7 理事選考委員会の決議は、理事選考委員会の構成員の過半数をもって行う。
- 8 理事選考委員会の議事録は第17条に準じる。

(理事の選任)

第7条 理事は、以下の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人が設置する学校の学長、校長のうちから理事選考委員会において選任された者1名以上2名以内
- (2) 理事選考委員会によって選任された者4名以上5名以内
- (3) 第1号に規定する理事は、学長、校長の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- (4) この法人の理事は、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

(監事の選任及び職務)

第8条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 5 この法人の財産状況又は理事の業務執行状況について、理事会及び評議員会並びに理事選考委員会に対し報告すること。監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時、これを所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 6 前項の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招

集を請求すること。

- 7 学校法人の財産の状況、又は理事の業務執行状況について理事に意見を述べること。
- 8 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 9 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 10 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 11 第6項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 12 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (監事の解任及び退任)

第9条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
  - 3 監事は次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了
    - (2) 辞任
    - (3) 死亡

#### (役員任期)

第10条 役員（第6条第1項第1号に規定する理事を除く、この条中以下同じ）の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、尚、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行うものとする。

#### (役員補充)

第11条 役員のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

- 2 役員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(理事の解任及び退任)

第12条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事選考委員会の決議において、これを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又、職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
  - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選考した理事選任委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
  - (2) 辞任。
  - (3) 死亡。

(理事会)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けた場合、又は理事長に事故がある場合は、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会に議長を置き、理事長を以ってあてる。ただし、第2項及び第4項並びに第8条第11項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 6 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を书面又は電磁的方法により7日前までに通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会の議事は、法令に別段の規定がある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席(オンラインによる出席を含める)し、その過半数をもって行う。但し、第10項の規程による除斥のため過半数に達しない場合は、この限りではない。また、次の決議のうち第2号及び第3号は、理事の総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数をもって、その他は議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) この寄附行為の変更
  - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
  - (3) この法人の合併
  - (4) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
  - (5) 第33条第1項各号に定める書類の承認
  - (6) 基本財産の処分
  - (7) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)

その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 残余財産の帰属者の決定

(9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

- 8 前項において、理事会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 理事長が第4項の規程による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 10 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 11 第13条第2項のただし書きに基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を統括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長たる理事は、この法人の業務について、この法人を代表し、その他の理事は法人を代表しない。

(理事長の業務の代理又は代行)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次理事長の職務を代理し又は理事長の業務を行う。

(議事録)

- 第17条 議長は、理事会開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
  - 4 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
  - 5 理事会の決議に参加した理事であって第1項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(理事の報告義務)

第18条 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。
- 3 評議員会に議長を置き、議長は、理事または評議員の中から評議員の議決により選出する。
- 4 理事長は評議員総数の10分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事項並びに私立学校法施行規則で定める事項を、書面又は電磁的方法により7日前までに通知しなければならない。
- 6 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 7 理事長及び監事は、評議員会に出席し、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(議事録)

第20条 第17条第1項の規程は、評議員会の議事録について準用する。

- 2 第17条第2項の規程は、理事を評議員に読み替えて評議員会の議事録について準用する。

(議決事項)

第21条 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
  - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
  - (5) 収益事業に関する重要事項
  - (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
  - (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (8) 寄附金品の募集に関する事項
  - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
  - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
  - (3) 合併

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、オンラインによる出席及び当該議事につき、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
  - 3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
  - 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
  - 5 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることが出来ない。

(評議員の選任)

- 第24条 評議員は、以下の各号に掲げる者とし、理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選出する。
- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員、その他職員を含む、この条中以下同じ）のうちから選任された者1名以上2名以内
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから選任された者1名以上2名以内
  - (3) この法人に関係のある学識経験者のうちから選任された者3名以上4名以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
  - 3 この法人の評議員は、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期及び解任及び退任)

- 第25条 評議員（前条第1項第1号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。
  - 4 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。
    - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
    - (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき
    - (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - 5 評議員は次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了

- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第 5 章 資産及び会計

### (資 産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

### (資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産及び収益事業用財産に編入する。

### (基本財産等の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

### (運用財産たる現金の運用)

第29条 運用財産の内現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する経費の支弁は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）を以って支弁する。

### (会 計)

第31条 この法人の会計は、学校経営に関する学校会計と収益を目的とする事業に関する事業会計とに分ける。

- 2 学校会計は学校法人会計基準による。

### (予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第33条 事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 計算書類
  - (4) 計算書類の附属明細書
  - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。
- 3 学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産（もしくは運用財産中の積立金）に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(予算以外の新たな職務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算を以って定めるものは除くほか、新たに職務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は毎会計年度終了後3月以内に作成しなければならない。

- 2 前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第37条 役員および評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(資産総額の変更登記)

第38条 資産総額の変更は、毎会計年度の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 収益を目的とする事業

(種類)

第40条 この法人は私立学校法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 駐車場業

(事業理事)

第41条 理事のうち1名は、事業理事として前条の規定によって行う収益事業について業務を掌握し、その法人を代表する。

2 事業理事は、理事長たる理事以外の理事の互選で定める。

(収益の使用)

第42条 第40条の規定によって行う収益事業から生ずる収益は、これを基本財産又は運用財産に繰入れ、この法人の設置する学校の経営のために使用しなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文

部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 9 章 公告の方法及びその他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、法人のホームページに掲載してこれをなすものとする。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

## 第 10 章 役員 の 損害賠償責任

(役員 の この法人に対する損害賠償責任)

第49条 役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第50条 前条第 2 項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認められる場合には、私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 3 か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない
- 4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対

し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第51条 第49条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法第92条で定める額（以下「最低責任限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第52条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

## 第11章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第53条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第54条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第55条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第56条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨 並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第57条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第58条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
  - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

附 則

- この寄附行為は 昭和54年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 昭和58年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 昭和61年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成 元年 2月13日から施行する
- この寄附行為は 平成 4年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成 4年10月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成 6年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成 7年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成 9年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成10年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成12年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成14年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は 平成14年 6月12日から施行する
- この寄附行為は 平成15年11月27日から施行する
- この寄附行為は 平成16年 4月 1日から施行する
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日、平成17年 3月 3日から施行する。
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日、平成17年 4月 1日から施行する。
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日、平成17年12月 9日から施行する。
- この寄附行為は、平成18年 3月22日から施行する。
- 平成28年 3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、
- 平成28年 4月 1日から施行する。
- 平成29年 1月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、
- 平成29年 4月 1日から施行する。
- 平成29年 3月9日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、
- 平成29年 4月 1日から施行する。
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日、平成30年 3月 6日から施行する。
- この寄附行為は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 令和 2年 3月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、
- 令和 2年 4月 1日から施行する。
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日、令和 4年 2月15日から施行する。
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
  - 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。
  - 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
  - 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。